mfac
managerial finance analysis center
株式会社経営状況分析センター

Monthly Press
August.2008

(株)経営状況分析センター
TEL: 0120-684-685　FAX: 03-5753-1587
e-mail: info@mfac.co.jp

※この FAX は弊社のお客様向けに発信しております。今後ご不要であれば、お手数ですがご一報ください。

# 経営事項審査制度の改正 ⑦ 経理処理の適正を確認した旨の書類（その2）

**はじめに**

平成 20 年 4 月 1 日以降実施される経営事項審査から、改正された建設業法施行規則および関連の告示、通知等により経営事項審査が実施されております。

先月から今回の改正で新たに設定された、「経理処理の適正を確認した旨の書類」（以下、本稿において、「チェックリスト」と記載します。）について、解説しております。いつものとおり意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えます。

**2. 確認項目の内容（つづき）**

2-2 預貯金

- **残高証明書又は預金通帳により、残高を確認している。**

上記は、預金残高と、金融機関の発行する残高証明書や預金通帳等と照合することを求めるものですが、預金残高が残高証明書と必ず一致することを求めるものではありません。たとえば、小切手を振出して帳簿上は預金の減少の処理をしたが、相手先が何らかの事情で当該小切手を銀行に持ち込んでいない場合には、両者の間には当然に差額が生じます。帳簿残高と残高証明との間に差額があっても、その差額が上記のような合理的理由によるものであれば、問題はないわけです。

2-3 金銭債権

- **営業上の債権のうち、正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。**
- **営業上の債権以外の債権でその履行時期が 1 年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。**
- **受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。**

金銭債権の貸借対照表上の区分については、営業債権とそれ以外の債権に分け、前者については、いわゆる営業循環基準により、正常な営業循環内にあるものは流動資産とし、破産債権、更生債権など、正常の営業循環基準から外れたもの及び後者の「それ以外の債権」については、いわゆる、ワン・イヤー・ルール（One Year Rule）と言って、貸借対照表日（決算日）の翌日から起算して一年以内に現金化する見込かどうかにより、流動資産か固定資産（投資その他の資産）かを区分することになります。

「確認項目」では、正常営業循環から外れたものはすべて投資その他の資産に計上することとしています。実際、正常営業循環から外れた債権は回収が長期にわたることが多いのは事実ですが、本来は上述のとおりワン・イヤー・ルールによるべきで、厳密に言うと誤りです。

正常営業循環内にある債権かどうかについては、長期の分割払い契約などを思い浮かべていただければよいかと思います。元々分割払いの債権は、たとえ一年を超えて期限が到来するものであっても、すべて完成工事未収入金（または売掛金）として、流動資産の部に計上されます。一方、当初の回収期限は引渡し翌月だったものが、民事再生法の適用を受けたり、法的倒産に至らなくても相手先の業績悪化や資金繰等の事情により回収が遅延したため、長期分割で回収することに変更した場合等には、決算日から一年以内に回収期限が到来する分については、流動資産に計上し、一年を超えて期限が到来する分については投資その他の資産に計上することとなります。この場合勘定科目は、「破産更生債権」や「長期滞留債権」等、正常循環内の債権とは異なるものとする必要があります。

なお、「確認項目」には記載されていませんが、営業債権について、建設業にかかる取引から生じたものは、完成工事未収入金とし、それ以外の事業から生じたものは売掛金に計上します。決算に当たっては、それぞれの相手先別の内訳書等により、完成工事未収入金と売掛金とが、正しく区分されているかどうかについても、確認していただきたいと思います。

また、工事進行基準における、工事の進行に伴って計上される売上高に対応する未収金額は、法律的な意味での「金銭債権」ではありませんが、会計上は金銭債権として取扱うこととされています。この点については、企業会計基準委員会から平成 19 年 12 月 27 日付で公表された、「工事契約に関する会計基準」に明確に記載されています。（以下、次号につづきます）。

（取締役　公認会計士・税理士　矢島和彦）